

令和4年8月3日からの大雨による災害により 被害を受けられました皆さまへ

令和4年8月3日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2022年8月10日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
山形県	米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、西村山郡大江町 東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町 西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町	8月3日
新潟県	村上市、胎内市、岩船郡関川村	
石川県	金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市 能美郡川北町	8月4日
福井県	南条郡南越前町	8月4日
青森県	弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町 西津軽郡鰺ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村 南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村 北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町	8月9日